

第107号議案

足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月20日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年足立区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項各号中「妊娠症状対応休暇」の次に「、早期流産休暇」を加える。

付 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（提案理由）

早期流産休暇を新設する必要があるため、この条例案を提出いたします。